



# 相模原税務署からのお知らせ

【問合せ先】 〒252-5211 相模原市中央区富士見 6-4-14 Tel. 042 (756) 8211 (代表)  
※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

## e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください～

### 申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP  
1

#### 「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。  
(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら



STEP  
2

#### 申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りはありません。

STEP  
3

#### e-Tax で送信して提出

##### ①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

##### ②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

## 申告書作成会場の開設について

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	所在地	受付時間
2月16日(火) ～ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	相模原税務署	相模原市中央区 富士見 6-4-14	午前8時30分から午後4時まで ※会場の混雑回避のために、受付を 早めに締め切る場合があります。

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- 当署の駐車場は使用できませんので、お車での来場はご遠慮ください。

### 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類  
(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。



(裏面もご覧ください。)

# 税務署以外の申告相談会場

区分	期間	会場	所在地	受付時間
税理士による 無料申告相談 ～申告書を 作成できます～	1月28日(木)～2月2日(火) ※ 土、日を除きます。	神奈川県 高相合同庁舎4階	相模原市南区 相模大野6-3-1	午前9時00分から 午後3時30分
	1月29日(金)～2月3日(水) ※ 土、日を除きます。	サン・エール さがみはら1階	相模原市緑区 西橋本5-4-20	
	2月11日(木・祝)～2月12日(金)	相模原市民会館3階	相模原市中央区 中央3-13-15	午前10時から 午後3時30分
相模原市 申告相談会場	2月16日(火)～3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。	神奈川県 高相合同庁舎4階	相模原市南区 相模大野6-3-1	午前9時30分から 午後3時30分
	2月16日(火)～3月1日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。	津久井総合事務所3階	相模原市緑区 中野633	
	3月3日(水)～3月15日(月) ※ 土、日を除きます。	城山総合事務所2階	相模原市緑区 久保沢1-3-1	午前9時30分から 午前11時30分、 午後1時から 午後3時30分
	2月17日(水)～2月19日(金)	相模湖総合事務所1階	相模原市緑区 与瀬896	
	3月1日(月)～3月3日(水)	藤野総合事務所4階	相模原市緑区 小淵2000	

- 年金受給者、給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます(ただし、次の場合を除きます。①譲渡所得(土地、建物及び株式等)、②住宅借入金等特別控除1年目、③不動産所得及び事業所得等、④相談内容が複雑等)。
- 「税理士による無料申告相談」では、申告書等の提出のみについては、受付けておりません。また、給与収入800万円以上の方の作成相談は受付けておりません。
- ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類(①マイナンバーカード又は②通知カードなどの番号確認書類及び身元確認書類)の写し等をご持参ください。
- 会場の混雑を回避するために、受付を早く締め切る場合がございますのでご了承ください。

## 会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税務署以外の申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといた対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせず来場を控えていただくようお願いします。